

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 14 日

公益社団法人日本診療放射線技師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号、以下「電離則」といいます。）について、水晶体の被ばく限度の見直し等に伴う所要の改正に資することを目的として、「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」を開催しているところです。

本検討会を通じて、電離則の規定に係る周知に御協力いただけるよう参考となるリーフレットを作成しましたので、貴会におかれましては、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本リーフレットは、厚生労働省ホームページ内の次の URL で掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000477618.pdf>

33196

